平成２３年（フ）第２８６号
石川県河北郡津幡町字清水ホ351番地５、従前の住所石川県河北郡津幡町字清水ア４番地、従前々の住所金沢市西念３丁目11番12号
債務者　松井　佳織（旧姓濵本）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０４号
石川県石川郡野々市町末松２丁目826番地
債務者　藤田　英樹
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
長野県松本市双葉５番405号　県営住宅
債務者　中林　昭子
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７４号
長野県諏訪市中洲2962、住民票上の住所長野県諏訪市大字四賀1130番地３
債務者　市川　和彦
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３０８号
岐阜市九重町４丁目18番地　ロイヤルマンション503号室
債務者　花村　　盤
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
岐阜県可児市広見６丁目40番地　朝日プラザ704号、住民票上の住所岐阜県可児市広見６丁目40番地704
債務者　加藤　雅和
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第５３号
岐阜県高山市吹屋町125番地
債務者　福地本愛弓
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１７３５号
名古屋市北区楠２丁目119番地　中あじま荘T13棟103号
債務者　湯脇和広こと　湯脇　和廣
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９１号
名古屋市千種区今池４丁目３番19号　ジュネス今池501号
債務者　上野　春男
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００７号
名古屋市中川区高畑３丁目197番地　ラ・キャッスル21高畑201号
債務者　宇野　鮎美（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２０号
愛知県瀬戸市石田町123　レオパレスコンフォート103号室、住民票上の住所札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番17―507号
債務者　髙松　博美
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４号
滋賀県彦根市高宮町1495番地18
債務者　松下真由美
１　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２５６号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目696番地　メゾンＫＭ102号
債務者　多田　敦子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1044番地15　北野住宅東端、従前の住所兵庫県朝来市生野町口銀谷709番地
債務者　清水　玄太
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０６号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地８―403号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山665―５　マノワールⅡ101号室
債務者　大西　　厳
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５４５号
広島県東広島市福富町上竹仁1503番地１
債務者　早志　英俊
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部